

青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が令和 7 年 12 月に改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が令和 8 年 2 月に改正される予定であり、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されることから、青森市消防団員等公務災害補償条例を改正しようとするものである。

2 改正の内容

○第 5 条第 2 項第 1 号関係（別表）

団員の補償基礎額を下記のとおり改定する。

（単位：円）

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

○第 5 条第 2 項第 2 号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,700 円から 10,000 円に、最高額を 14,500 円から 15,000 円に引き上げる。

○第 5 条第 3 項関係

扶養親族のある団員若しくは消防作業従事者等の扶養に係る補償基礎額の加算額を改定する。

条例第 5 条第 3 項各号	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	60 歳以上の父母及び祖父母	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和 7 年度	加算額(日額)	100 円	383 円		217 円	
令和 8 年度	加算額(日額)	廃止	433 円		217 円	

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日